

第5章 排水施設に関する基準

【政令】

(擁壁、排水施設その他の施設)

第四条 法第九条第一項(法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留とする。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十三条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

1 排水施設の設置(令第13条)

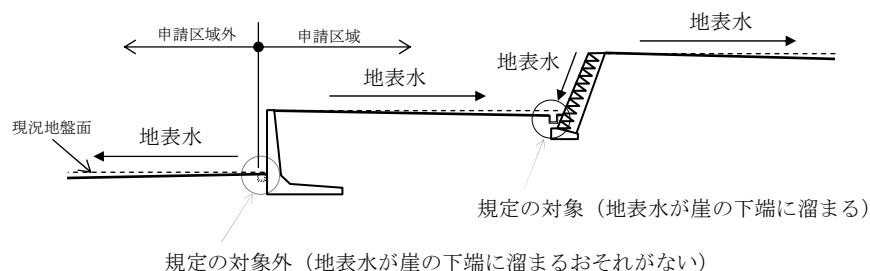
次に掲げる土地の部分又は箇所には、崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれがある地表水を排除することができるように、排水施設を設置すること。

- ア 切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖(擁壁で覆われた崖を含む。)の下端の部分
 - イ 道路となるべき土地の側辺の部分
 - ウ 切土をした土地の部分で、湧水又は湧水のおそれのある箇所
 - エ 盛土をすることとなる土地で、地表水の集中する部分及び湧水のある部分
 - オ その他地表水を速やかに排除する必要がある土地の部分

排水施設の設置に関する規定は、本市の法施行細則第17条で規定されています。

ア 切土又は盛土により生じた崖の下端は、排水処理が適切に行われず水溜りになると、崖のすべり、沈下等を生じやすく、また、鉄筋コンクリート造擁壁においては基礎の有害な沈下を、練積み造擁壁においては基礎の滑動抵抗の低下を生じる原因ともなるため、排水施設を設けなければなりません。

なお、擁壁の水抜穴から流出する浸透水は地表水には該当しない(第2章第1節「2 地盤」解説参照)ことから、鉛直又は鉛直に近い崖面となる鉄筋コンクリート造等の擁壁の下端で、周辺地盤の傾斜及び地下水水位などの状況から常時において排除すべき地表水等が当該擁壁の下端に溜まらないことが明らかな場合は、この規定の対象ではありません。



参考図19 擁壁の下端の排水施設の設置

- イ この規定による排水施設は、道路側溝を指します。
- ウ 地下水及び不透水層がある土地の部分を切土することは、将来、地下水が崖面に湧き出すおそれや不透水層がすべり面となって崩壊する危険性があるため、望ましくありませんが、避けられない場合は、小段排水溝を設ける等、適切に地下水を排除しなければなりません。
- エ 谷、沢、池、沼等の水路又は現に地表水等の湧水のある箇所を盛土する場合には、これらの地表水を排除する措置を講じておかなければ、将来盛土地盤のすべり、沈下等を生ずるおそれがあるため、このような場所には、盛土をする前に、地下排水暗渠（地盤を一部溝掘りして穴あき集水管を埋設し、周囲に砂利等を詰め、更にその上をフィルター等で覆うもの）を設けなければなりません。
- オ 上記のほか、崖とはならない勾配 30° 以下の傾斜地の下端等で地表水を速やかに排除する必要がある土地の部分にも排水施設を設置してください。

2 排水施設の構造（令第13条）

排水施設の構造は、前項各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、令第13条各号に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

- (1) 排水施設の断面積は、次の算式により算定した最大計画雨水流出量を支障なく流下させることができるものとする。

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

(備考) 1 Q及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q：最大計画雨水流出量 (m³/sec)

A：排水面積 (ha)

2 Cは、流出係数を表すものとし、用途地域等ごとに次表のとおりとする。

なお、当該用途地域等が混在する場合は、当該用途地域等ごとの面積の加重平均を用いて求めた係数を流出係数とする。

| 用途地域等 | 流出係数 |
|----------------------------------------------------------------------------------|------|
| 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種 住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 | 0.70 |
| 近隣商業地域又は商業地域 | 0.80 |
| 準工業地域、工業地域又は工業専用地域 | 0.60 |
| 市街化調整区域 | 0.40 |

3 Iは、流達時間内の降雨強度を表すものとし、第1号又は第2号に定めるとおりとする。

- (1) 自然排水区域（次号に規定するポンプ排水区域以外の自然流下による排水が可能な区域をいう。）

$$I = 880 / (t^{0.65} + 4.4)$$

- (2) ポンプ排水区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた横浜市公共下水道事業計画で定めるポンプによる強制的な排水を要する区域をいう。）

$$I = 1,452 / (t^{0.70} + 7.5)$$

- (3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

I：流達時間内の降雨強度 (mm/hr)

t：流達時間 (min)

$$t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$$

t_e : 流入時間 (5分)
 L_i : 管渠延長 (m)
 V_i : 設計流速 (m/sec)

- (2) 排水施設の接合部は、セメントまたはモルタル等により堅固に接合すること。
- (3) 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本工業規格該当品またはそれと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎を施すこと。
- (4) 暗渠を道路となるべき部分に埋設する場合には、その頂部と地盤面との距離は、1.2メートル以上とすること。ただし、市長が特に認めた場合においては、この限りでない。
- (5) 前項ただし書の場合においては、暗渠に損害を与えることを防止するため必要な措置をとること。
- (6) 流水の方向または勾配が著しく変化する箇所には円形または角形のますを設置するものとし、当該ますの内のり幅は、45センチメートル以上とすること。

排水施設の構造に関する規定は、本市の法施行細則第18条で規定されています。

【施行期日等】

1 施行期日

改定後の排水施設の構造基準は、平成25年2月1日から適用する。

2 経過措置

- (1) 改定後の排水施設の構造基準は、施行日以後に行った宅地造成等規制法（以下「法」という。）第8条第1項本文許可又は法第12条第1項の変更の許可の申請に適用し、施行日前に行った法第8条第1項本文の許可又は法第12条第1項の変更の許可の申請については、なお、従前の例による。
 - (2) 前号にかかわらず、施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項の同意の申請（以下「同意申請」という。）又は条例第20条第1項本文の変更の同意の申請（以下「変更同意申請」という。）を行い、それらの同意を得た開発事業の計画に係る法第8条第1項本文の許可又は法第12条第1項の変更の許可の申請については、改定前の排水施設の構造基準は、なお、その効力を有する。
- ##### 3 開発事業計画の同意基準協議申請の取扱い
- 横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項の同意の申請又は条例第20条第1項本文の変更の同意の申請前に、取扱いとして開発事業計画の同意基準協議申請書又は変更同意協議申請書の提出を求めています。施行日前に、この同意基準申請書又は変更同意協議申請書の提出を行ったものは、同意の申請又は変更の同意の申請を行ったものとみなし、第2項第2号の経過措置を適用する。

3 地表水の流末処理

地表水の流末処理は、土砂を含まないものとし、申請区域内の排水施設から水路、河川又は公共下水道に放流すること。

前2項の規定により集水した地表水は、横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第5号及び第6号により設置した浸透施設で処理をするものを除き、申請区域が下水道法による排水区域内である場合には公共下水道に、その他の場合には従来その土地の放流先であった水路、河川に放流しなければなりません。また、その放流先となる公共下水道又は河川等の管理者と処理容量について協議しなければなりません。

なお、申請区域内の排水施設は、申請区域から直接、市その他の公共団体が管理する公共下水道又は水路、河川に接続することを原則としますが、周辺の状況によりやむを得ず私有地に存する私所有の排水設備を経由して公共下水道又は水路、河川に接続する場合は、その排水設備の管理者に、排水計画の概要を説明し、排水設備の接続の同意を得るよう努めてください。